

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成28年12月5日(月曜日)

午前9時48分～午前10時50分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長 杉 山 武 志 副 委 員 長
 徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委 員
 下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
 岡 山 隆 委 員 荒 山 光 広 議 長

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 野 尻 登 志 枝 議 会 事 務 局 係 長
大 塚 享 議 会 事 務 局 係 長

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠 田 洋 司 副 市 長 岡 崎 堅 次 教 育 長
奥 田 源 良 総 合 観 光 部 長 西 田 良 平 建 設 経 済 部 長
白 井 栄 次 建 設 経 済 部 次 長 金 子 彰 教 育 委 員 会 事 務 局 長
末 岡 竜 夫 教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 末 藤 勝 巳 農 業 委 員 会 事 務 局 長
安 永 一 男 観 光 総 務 課 長 繁 田 誠 観 光 振 興 課 長
中 村 壽 志 建 設 課 長 千 々 松 雅 幸 教 育 総 務 課 長
古 屋 敦 子 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長 井 上 辰 巳 文 化 財 保 護 課 長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時48分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案25件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、議案第114号美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） それでは、議案第114号美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明します。

議案書の114-1ページ、参考資料は、54ページです。

これは、平成28年3月末をもって廃止した秋芳北中学校の体育館については、平成30年4月の秋芳桂花小学校設置までの2年間、秋芳北体育館として管理運営を行っておりますが、秋芳桂花小学校や隣接して新設する予定の保育園建築工事等に伴い、利用者の方の利便性、安全面を考慮いたしますと、体育館としての運営が困難であり、今年度末をもって廃止することとし、一部改正条例の附則ただし書に規定しています施行日の改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は公布の日からとしておりますが、秋芳北体育館の廃止は平成29年3月末日となります。

説明は以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第114号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。末藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末藤勝巳君） それでは、議案第117号美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についての御説明を申し上げます。

議案書の117-1、参考資料の60ページになります。

提案理由といたしましては、農業協同組合法等の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布され、農業委員会等に関する法律の一部改正が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、必要な事項を定めるものでございます。

農業委員につきましては、これまで選挙と選任により選出しておりましたが、法の改正により、あらかじめ推薦や公募を実施した上で、市議会の同意を得た後に市長が任命することになりました。

現在の農業委員の任期は、法の経過措置により、平成29年7月19日までとなることから、今後は推薦や公募を実施した後に候補者の選考を行い、平成29年6月市議会定例会に選任の議案を提出する予定でございます。

また、新たに設置する農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱することとなっております。

条例の概要でございますが、第1条は条例の主旨、第2条は農業委員の定数を、第3条は農地利用最適化推進委員の定数をそれぞれ定めております。

今回の法改正により、農業委員の任命にあたっては、定数のうち認定農業者が過半を占めること、利害関係のない者が含まれること、年齢・性別に著しい偏りが無いよう配慮するといった要件が定められております。任命にあたっては、農業者から等の推薦を求めるとともに、募集を行う、いわゆる公募も行うこととされており、市長はこれらの結果を尊重して任命を行うこととされております。

本市における農業委員と農地利用最適化推進委員の定数は、政令により農地面積や農業者数に応じて上限が定められておりますけれども、可能な限り地域に密着・精通した選任ができるよといったことから農業委員につきましては、上限の19名とし、農地利用最適化推進委員につきましては、業務上必要とする人数として25人としております。

また、附則といたしましては、第1項のこの条例の施行期日を公布の日から施行するものとし、第2項の美祢市農業委員会の委員の選挙における委員の定数に関する条例の廃止については、法改正により選出方法が公選制から議会同意を要件とする市町村長の任命制に改められたことにより廃止するものであります。

第3項は、この条例の施行後も経過措置として現農業委員が任期満了の29年7月19日まで在任することから、この間は第2条及び第3条の規定は適用せず、農業委員の定数は従前の例によるものであります。

第4項は、農地利用最適化推進委員が新設されたことにより、美祢市報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものとし、美祢市農業委員会の農地利用最適化推進委員の報酬の額を月額2万2,000円とするものであります。

第5項につきましては、前第3項と同様にこの条例の施行後も現農業委員の任期が29年7月19日まで在任することから、在任する間は改正後の報酬条例別表の規定は適用せず、改正前の報酬条例別表を適用するものであります。

以上であります。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、ちょっと何点か質問をしたいと思っておりますけれども、今回、美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を求める条例ということで、今回わかる人はわかるんでしょうけれども、市民全体の皆さんの目線から見たら今回の農業委員会の委員、そして農地利用最適化推進委員。この辺の農業に携わる委員の役割といいますか、役割がどう違うのか。その辺について具体的にまず説明していただきたいと思っております。

○委員長（秋枝秀稔君） 末藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末藤勝巳君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをいたします。農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの業務ということでございますが、農業委員さんにつきましては、農地法ですとか、農地経営基盤強化法等によりまして、毎月開催をされます農業委員会の総会ですね。これで農地法に基づく、許認可業務等と今度は新たに農地利用の最適化の推進というものが入っておりますので、農業委員さんにつきましてもこの農地利用最適化推進委員にも——推進にも取り組むといった業務になります。

また、新たにできます農地利用最適化委員さんにつきましては、主に現場活動を中心としてやっていただく。いわば農地の利用集積でのですね。農業者との話し合いですとか荒廃しております農地の農地パトロール——これ、利用状況調査といいますけれども、こういったものを中心に行う。今までは農業委員さんが全てを行っておったんですけれども、今度は農業委員さんにつきましては農地利用最適化推進委員にも関わりますけれども、主な業務としましては、やはり毎月に行います総会、合議体としての協議、許認可の決定。それに伴います現地調査もありますけれども、まあそれやってもらおうと。

ですから、今度は推進委員につきましては、もう主に現場活動。農地パトロールですとか、違反検挙等の監視活動。またさきほども言いましたように農地の集積活動を農業者との話し合いによって出し手と受け手、これのマッチング等の活動を盛んにしていく、ということでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、農業委員と、そして農地利用最適化推進委員。まあこの辺の役割分担といいますかその辺について、とにかく現場活動が主で農業者との話し合い、パトロールをするということで今まで農業委員会のメンバーがどうやったのかなと思うんですけれども、今後は農業利用最適化推進委員、現場——農業現場の事をしっかりと農業委員会の委員と連携していくことが大事ですよ。

その辺の連携していく……話し合いといいますか、そういった場というのは持つようになっておるのでしょうか。どうなんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） はい。末藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末藤勝巳君） ただいまの御質問でございますけれども、農地利用最適化推進委員は、このたび新たに初めて設立された委員であります。で、話し合いの場はあると思っております。基本的にはですね。まあ農業委員さんにつきましては毎月総会等でいろいろ議論あるんですけれども、基本的には農地利用最適化推進委員は議決権がございませんので総会に出て、議決をするというものには参加はできません。

しかし、最適化推進委員については、自ら総会に出て意見を述べるということがございます。それと農業委員さん、農業委員会のほうでも地区の担当され

ております最適化推進委員に意見を求めることができるとも書かれております。

ですので、今後の流れとしましては、やはり担当地区を任せていただく最適化推進委員につきましては、やはりあの末端の地区の状況を把握できるというふうに思っておりますので、そういった情報をやはり農業委員会に上げていただく。また、農業委員会のほうから地区の状況がどうなっているんだろうかと、まあこういったような状況も出席をしていただいて、地区の状況を総会等で説明をしていただくと。こういったことが今から行われていくんだろうというふうに思っております。

それから、推進委員さんと農業委員さんが全員が揃うということはございませんけれど、やはり農業委員会の農業委員さんと地区の最適化推進委員さんが総会の時にですね、やはり1名、2名出席をして推進委員さんのほうから発言をしていただくと。状況等説明をしていただくことは今後あり得ると思います。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） はい。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。よくわかりました。今後しっかりと農地利用最適化推進委員、今回できるわけでありますけれども、しっかりとその辺についてはいまお話しされて連携は今からというところあるでしょうけれども、その代表者がしっかりと農業委員会のほうに現場の声というのをしっかりと伝えていく、こういったことが非常に重要になってくると思っておりますのでどうかその辺の運営に関して尽力していただきたいことをお願い申し上げまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（秋枝秀稔君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、質疑なしと認めます。本案について御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第117号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議案第139号美祢市都市公園条例の一部改正についての議案20件につきましては、関連がございますので一括議題といたします。執行部より、一括の説明を求めます。古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） それでは、議案第118号から議案第139号までの合わせて20件につきましては、施設使用料の改正に関する議案であり、該当施設の多くが教育委員会所管となっておりますので、私のほうから一括して御説明をいたします。

議案書は118-1ページから、参考資料は61ページからになります。

施設使用料につきましては、平成24年4月に策定した使用料・手数料見直しに関する基本方針に定めている、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減免規定の適正化、定期的な見直しの実施、この4つの基本的考えのもとに、市全体で見直しを行っております。

基本的考えのうち、4つ目の定期的な見直しについては、おおむね4年ごとに行うこととしており、前回の改定を平成25年4月に行っておりますので、このたび平成29年4月からの使用料改定を行うため、関係条例の一部改正を行うものです。

いずれの施設におきましても、基本方針に定める算定方法により使用料の見直しを行っており、個々の施設における改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

なお、これらの条例の施行日は、周知期間を設け、平成29年4月1日としております。

説明は以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。一括でお願いいたします。はい、下井委員。

○委員（下井克己君） 済みません。ちょっと確認の意味でお願いします。基本方針と言われましたが、基本方針にはどのようなものがあったのか教えていただけますか。

○委員長（秋枝秀稔君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） 使用料・手数料見直しに関する基本方針につきましては、平成24年4月に作成をしております、その中では基準の必要性、使用料・手数料の基本的な考え方等についてを規定しております。使用料の見直しを

するにあたっては、さきほど申し上げた4つの基本的な考え方がございまして、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減免規定の適正化、それから最後、定期的な見直しの実施、というものを定めております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 下井委員。

○委員（下井克己君） あの私一番気になるのが算定方法というところで、まっ、例えば公民館とか体育館施設。面積でやられてるんじゃないかという気がしてならないんですよ。例えば施設によっては新しいものもあれば古いものもあるじゃないですか。そのあたりのことはどのように考えられとるんでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） 施設の算定方法につきましては、原則として原価。原価というのは、施設を維持管理するための経費になりますけれど、その原価かける性質別負担割合。性質別負担割合というのは、どのような施設——公共性とか必需性とかを算定しておりまして、一般的な施設については50%が性質別負担割合として、算定をしております。その原価を算定する場合に、委員おっしゃるように新しい施設、古い施設、違うところはございますが、古い施設については修繕費等かかっておりますので原価のほうがふえているというようなことになっております。

それから、使用料算定する場合に1時間あたりで算定する施設と、あと面積を勘案して——利用人数を勘案して計算する施設とがございまして。例えば今の美東センターについては、面積按分によって計算をしておりますが、施設、例えば、一人当たりいくらかというような算定をしております体育施設等ありますので、それについては人数当たりでの割り算をしております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回のこういった美祢市の美東センターの設置、また、この管理に関する条例の一部改正なんですけど、こういったところの使用料等をですね、こういったところに関しましては今使用料、手数料、見直しに関する基準の下で算定されましたけれども、今回かなりたくさん条例の一部改正になっておりますけれども、今説明があったように、必需性とそして公共性、また選択性とか様々な面の角度からこうやって見た場合にですね、小中学校の学校の道路は、これは我々負担というのは

ゼロなんですけど、公的な負担が100%、学校なんか特にそうですね100%。

それで、今回のいろんなセンター等の施設の完璧な公共性というんじゃないでしょうけど、この公共性とそして選択性とか、そういったところを見た場合、今回はこういった美東センターなどの施設に対しては、受益者負担が50%、公的負担が50%という、そういった捉え方がありますけれども、今回の今ずっとたくさん一括の一部条例改正ですけれども、これらの施設のセンターの使用料については、大体おおむね、皆、受益者負担が50%、そして公的負担が50%というかたちの中で、この使用料というものが、今回の大体ほとんど同じようなかたちで、使用料というのは決められていったということのみでいいということですね。意味分かります。

○委員長（秋枝秀稔君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） ただいまの質問でございますが、大体50%を性質別負担割合として算出しております。個々の施設によっては、若干違うところもあるかもしれませんが、大体50%で算出をしていると思います。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） はい。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） そのこのこの基準といいますか、公共性がかなり、公共的な割合が、ウエイトが高い場合には、受益者の負担が使用料が減るとか、逆に公共性じゃない、そういった施設であれば使用料が多くなるとか、その辺の捉え方というのは、この条例の中でちゃんと埋め込まれているのかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 失礼いたします。ちょっと大前提を申し上げたいと思います。使用料の基本的な考え方でございます。これについては、地方自治法第2 どうしても利用者目線での議論になろうかと思っておりますけど、この大前提は利用者目線と、あと、納税者目線ということでの考え方でございます。つまり、使用料の額の設定については、利用する市民と利用しない市民の均衡を考慮し、施設の管理運営などに要する経費を明らかにし、明確な積算根拠に基づき負担の公平性を担保するということと、サービスの提供を行う我々行政においても、事務改善の推進などによるコスト削減に努め、利用者負担の軽減を図るとともに、利用者の理解が得られる料金設定をすることが基本的な考え方でございます。

ですから、先ほど言いましたように、古屋課長が説明しましたように、重要なポイントは受益と負担の公平性の確保、それと算定方法の明確化、それと減免規定の適正化と定期的な見直しということでございます。これが、基本的な考え方でございます。

岡山委員言われたように、市場性、民間でもやってると民間でもあるという部分については、負担割合が変わってきます。あと、選択性とかですね、あと、公共性があるかどうかということで、おおむね今回の議案は受益負担が50%、公益負担が50%という負担割合を定めて料金設定を、使用料の設定をしているところでございます。

例えば、選択性と必需性、選択的というのと市場的というのがあればですね、そういうふうな部分については受益者負担が100%、この部分については、例えば有線テレビ放送施設とか、あと道の駅等がこの負担割合になるわけでございます。受益者負担が50%と公益負担が50%というのは、主に今回条例改正、一部改正であげている部分が負担割合50%というふうに設定しております。これは、大体標準的なモデルで平成24年の4月に定めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） いろいろと見たら、ほとんどが下がっているということなんですけど、トータルで、例えば半額になったりとかってということもありますけれど、トータルで何%ぐらい、トータルでですね、大まか何%ぐらい下がってるのが分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） ただいまの御質問でございますが、教育委員会の生涯学習スポーツ推進課の所管の施設についてお答えをしたいと思います。影響額ということでお答えをしたいと思います。1年間の影響額で大体8万円減額に――使用料の収入が8万円減額になると見込んでおります。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。一括でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、まず議案第118号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号美祢市綾木ふるさと体験工場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案の

とおりの可決されました。

次に、議案第123号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第137号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号美祢市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）を、

議題といたします。執行部より、説明を求めます。安永観光総務課長。

○観光総務課長（安永一男君） それでは、議案第104号平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書104-8、104-9ページをお開きください。

最初に歳入でございますが、6款繰越金・1項繰越金・1目繰越金であります。

補正額1億1,140万4,000円を増額補正するものであります。

このたびの補正は、今年9月議会で認定いたしました平成27年度決算剰余金を前年度繰越金に計上いたすものでございます。

続きまして歳出ですが、次のページの104-10、104-11ページをお開きください。

1款観光総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、観光事業運営費基金元本積立金に1億円を計上し、4款予備費・1項予備費・1目予備費に1,140万4,000円を増額いたすものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第104号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） それでは、議案第140号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書につきましては、140-1ページ、議案書の後ろから3枚目になろうかと

思います。それから参考資料につきましては、87から90ページが該当いたします。

現在、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者につきましては、企業組合中高年雇用福祉事業団を指定しておりまして、平成29年3月31日をもちまして指定管理期間が満了となるところでございます。

このことから、新たな指定管理者を指定するにあたりまして、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関わる条例、並びに同条例施行規則、美祢市指定管理者候補者選定審査会要綱、並びに美祢市指定管理者制度に関する指針に基づきまして、公募形式により、諸手続きを行ってきたところでございます。

その結果、応募者につきましては企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団のみでございまして、この1社につきまして、指定管理者候補者選定審査会における審査を経て同事業者を候補者と決定といたしたところでございます。

つきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターを一括管理する指定管理者に、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定するにあたりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、美祢市勤労福祉会館及び美祢市勤労者総合福祉センターの指定管理の指定についてということで、美祢勤労者総合福祉センター、これはサンワーク美祢と言ったほうが分かりやすいんですけども、今回この指定管理業者については、1社しかなかったということで、いろいろ数社あれば非常に競争原理が働いていいんですけども、今1社しかないということで、ここで大事になってくることは、とにかく指定管理を受けたところが、しっかりと今の施設を市民の皆さんにしっかりと使っていただくし、そして、その施設運営にあたって市民が使いやすく親しみのおけるような、こういった施設に変えていく、そういうための私は改善策がやっぱ重要と思うんですよね。それがなくて、ただ、定例的に1社しかないからということで、今後参入もあるとは思いますが、改善策が必要になってくる。

まず、今美祢市の中高年雇用福祉事業団、これまず指定管理何年、今6年かな、よう分かりませんが、何年続いているかということと、改善策をこういった運営して、どのような美祢市民の皆さんが使いやすくなるような、こういった対応策を行ってきた

か、この辺について説明していただけたらと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） ただいまの、岡山委員の御質問にお答えいたしたい
と思います。質問が2つあったかと思いますがけれども、まず1つ目が、指定管理して
何年目かというところでございましたけれども、ちょっと手元に詳しい資料持ってお
りませんけれども、たしか指定管理始めまして——参考資料の88ページをごらんい
ただいたらと思います。88ページの一番上に、沿革という項目がございまして、そ
の上から2番目に平成16年4月美祢勤労者総合福祉センターの管理の受託とござい
ます。このときからというふうに理解をいたしております。

それと、改善策についての取り扱いということでございますけれども、私ども商工
労働課とこの企業組合等とですね、定期的にといいますか、ことあるごとに施設の管
理も含めまして情報交換をいたしながら、その都度問題点を提示いたしながら、改善
策については検討いたしておるところでございます。今後もこういった取り組みにつ
いては、継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 私はこういった指定管理の業者が今指定管理されておるところ、
いろいろありますけれども、かなり力強い改善策を施して、美祢市の何と言いますか、
この経費節減とか、かなり大きくやっているところの指定管理もあります。

だから、ここは別に収益とかそんとか上がるとかじゃないですから、より一層の市
民にオープンにして使いやすい、こういった施設に親しみやすい、こういった施設に
さらに今もされてると思いますけれども、さらにブラッシュアップ、スキルアップし
てですね、そういった改善策をさらに施していただきたい、こういった要望でお願い
したいと思います。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。杉山委員。

○副委員長（杉山武志君） 1つ質問させていただきます。今お話の中に16年の4月
からこちらのほうにですね、管理していらっしゃるということで、あえて表の名前は
申し上げませんが、同じく88ページの下の表ですね、右側のほうの数字12年間さ
れておって、右側のほうの数字はいかがなもんかなって感じがしました。

で、先ほど岡山委員のほうからもお話がありましたけど、行政とこちらのほうともっと研鑽を高めて、よい数字が上がってくるようにですね、御努力いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 何かありますか。はい、白井建設経済部次長。

○建設経済部次長（白井栄次君） 貴重な厳しい御意見をいただきまして、ありがとうございました。今のお言葉を踏まえまして、再度そういった研鑽を進めたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第140号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号市道路線の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第141号市道路線の認定についてでございます。

議案書141-1ページをお開きください。参考資料といたしまして、次のページに概要図をお示ししております。

これは、美東町真名徳坂区内の集落を巡回する道路について、道路用地の確保等、市道としての認定要件が整ったため、これを市道德坂中線として市道認定するものでございまして、道路法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、下井委員。

○委員（下井克己君） この議決後、移転登記で美祢市に寄附していただくということですが、そのあと舗装までは考えておられるんですか。未舗装部分があったと思いますが……。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの下井委員の御質問にお答えいたします。舗装についてということでございますが、今現在進めております市内の維持工事、あるいは改良工事を進めて、それが完了したのち、優先順位をつけて工事箇所を選定していくわけですが、その時においてですね、舗装の要望等出てきましたら、順次その計画に上げて執行していきたいと思っております。

ですから、ちょっと時期的なものも、ちょっとここでは申せませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、その他質疑ございませんか。杉山委員。

○副委員長（杉山武志君） 私も現地のほう拝見させていただきまして、部分的に幅員の狭いところがございます。舗装工事等、今から要望が出ればというふうなお話でしたが、舗装工事をするときには必ず今度側溝——溝とか、その辺の話も出てこようと思ひます。

先ほど申しましたけど、ちょっと幅員が狭いところもありますんで、そういった折には十分御配慮いただいて、御協議いただけたらと思ひますのでよろしくお願ひいたします。（発言する者あり）

今2.1メートルあるんですけど、それから今度溝をとったりとかするとですね、まだ狭くなるなと思つてですね。（発言する者あり）いや、その将来的に話が出たらということ。とられるんですかね。溝はどちら側になるんでしょうかね。もし、新設するとすれば……。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

工事することになりましたら設計をしまひます。水の流れ等ですね、考慮しながら、側溝の位置は今どちらにつけるかとは、ここで申すことはできませんが、必ず側溝を設けて、道路排水、そして宅内排水を下流へ流すための施設は施したいと思つております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの、建設課長申し上げたことに若干付け加えます。設計上ということで今課長が言ったとおり、今どういう方向の側溝になるか分かりませんが、基本的な側溝をした場合には、幅員は今現在の敷地幅が2.1メートルということなので、その部分には側溝の場合には蓋をかけていくという方法を取りながら幅員を確保する。もしくは、L型ガッターというものがございまして、側溝というよりは、むしろL型のLの角の部分で、水を流していくっていうふうな方法もありますので、そういうことを検討したうえで道路改良等は計画をしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第141号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で、本委員会に付託されました議案25件につきましては審査を終了いたしました。その他、所管事項につきまして、委員の皆さんより何かございましたら、御発言をお願いいたします。はい、秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） それでは、1点ほど御質問させていただきます。先日12月3日の日にMine秋吉台ジオパークセンター、カルスターのオープンセレモニーがありました。盛大な中でやられたということ、大変結構だと思います。

この中で市長は、「この地から世界ジオパーク認定に向けて、活動に一層力を入れてまいりたいと思います」という発言をなさっております。この前に、この前日の杉山議員の一般質問の中で世界ジオパークを目指していくんだという発言をなさって

おられます。

そういった中でですね、今年の1月14日ですけれども、議員提出議案として、世界ジオパーク目指すにあたってですね、その拠点施設の整備に対する要望決議というのを、当時今の市長も議員でありましたけれども、全会一致でその方向性に向かっていくんだという決議をさせていただきました。悲しいかな、この4月の選挙のときにですね、本人の言葉の中にジオパーク活動は必要であるが、今現在も市民に認知、周知されていないという発言をして選挙に当選されました。

なお、そのあとですね、6月の定例会の猶野議員の一般質問、このときに発言されておられるのが、「本市は日本ジオパークの認定を受けたばかりであり、認定審査における指摘の課題として存在しております。まずは、この4年ごとに行われる日本ジオパーク再認定審査が平成31年度に控えており、一流のジオパークとして、美祢秋吉台ジオパークを育てることに趣をおき、市民にジオパークの意義を十分に理解していただき、そのメリットや費用対効果などについて調査研究してまいります」と。

非常に前向きとは思えないような発言を、この何カ月かしておられるんですけども、ここに来られて世界目指していくんだということは、これは安易に世界ジオパーク認定に向けてのキックオフというふうに考えていいのか、そしてもしもそうであれば、市民にどういうふうに周知し、世界に向けての発信を徹底していくのか、この2点についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） まずもって、先だつての12月3日のカルスターのオープンの時には、議会からも数多く御出席いただきましてありがとうございました。

ただいまの秋山委員の御質問でございます。市長のほうは、カルスターのオープンのセレモニーの市長挨拶でも、この地から世界ジオパーク認定に向けて活動に一層力を入れてまいりますというふうに発言しておりますので、キックオフとして捉えられて結構だと思います。

ただ、それとまずは杉山議員の一般質問にも答えておりますように、まず問題点を整理したうえで、世界ジオパーク認定を目指していきたいというふうに発言されておりますので、まずは問題点を整理して、こういった問題点があるのかということ、今後市民の皆さまにもお伝え申し上げながら、当然議会でもお諮りしながら進めていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） そうなるとですね、これを議会のほうには、そういった問題点とかですね、本人の意思というのは議会のほうにもお示しをされるということですか。これ、本会議で今言われた杉山議員に答弁されたことが議会への説明というふうを受け取っていいのか、ということですよ。正式にどこでやられたのが一番正式というふうに認められるのかですよ。もうすでに問題点は把握しておられるのか、本人はもうずっと前向きでなかったような気がするんですよ、このずっと一連の発言を見ても、ここにきてどういうふうなことがあったか、よく分かりませんが、議会には正式にはそういうふうな議会に説明をされるのか、ということをお聞きしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 秋山委員の御質問にお答えをしたいと思います。議会側から拠点施設の要望決議を出されて、これまできたわけでございます。当然、議会からこれまでも何度も一般質問も出されておりますし、いろいろな御意見をいただいております。当然議会に説明しながら問題点等を把握したうえで、その問題点を議会と共有したいという、そういう意向はあるというふうに考えております。

したがって、きちんと説明しながら進め——世界ジオパークに向けて整理して進めていくということでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 恐らく、こういった首長の発言ですから、重たい発言になるかと思っております。これ、恐らく県も注視をしておるんじゃないかというふうに思っております。議会が要望決議をしたから世界目指すんじゃないに、本人の意思として、本当に世界を目指していくんだ、ここに何のために世界を目指していくんだということを明確に打ち出してください、それがいつ頃になるのか、もしくはこの3月の予算編成に、この予算つけるんだとか、恐らく今からそういう話し合いがなされると思いますので、ぜひ、それに折り込んでですね、前向きに前に進んでいっていただきたいというふうに思っております。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） はい、ありがとうございます。市長のほうも議会と一緒に、今うちの日本ジオパークの認定なんですけど、委員会のほうには、いろんな山口大学をはじめ徳山大学の柚洞先生等々、いろいろ御協力、御支援いただいております。

その中で市長のほうも一緒に、講師をどなたかが適當かっていうのは、今後検討していかなければなりません、今のところ柚洞先生は——この方は室戸ジオパーク、世界ジオパークなんですけど、ここにも深く携わってこられた方でございますので、今現在の案としては、柚洞先生をこちらにお呼びして、議会と一緒に勉強会を開催したいというふうな意向でございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、杉山副委員長どうぞ。

○副委員長（杉山武志君） 今秋山議員のほうからいろいろと、るる御質問がありましたけど、もうカルスターも開所して動き出しております。で、先般一般質問で、私景観条例ですとか、ジオパークの再認定の話とか、少しさせていただきましたけど、カルスターもスタートしておりますし、市長の口のほうからもですね、世界を目指す的な発言もされておりますので、無期限にではなく計画性を持った、どういうふうな構想でおられるかという辺も、まずは、御提示いただくべきじゃないかなと思いますので、きょうはいらっしゃいませんけど、お伝えいただければと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） はい、意見ということで他所管事項ありましたら。下井委員。

○委員（下井克己君） 済みません。カルスターの件なんですけど、ジオパーク推進課が教育委員会管轄ということで、このたびいろいろやられたわけなんですけど、観光客並びに一般市民から見ると、やっぱ観光部というイメージのほうが強いと思うんですよ。で、当然ジオパークのガイドさんたちも、観光部のほうに関連されてる方もおられると思います。ですから、観光部とよく話し合われて、今後どういうふうにして進めていこうかっていうときに、必ず観光部の意見も取り入れるように、取り入れるっていうか、一緒に協議するようお願いしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） その他所管事項につきましてありましたらお願いいたします。ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午前10時50分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年12月5日

教育経済委員長 秋枝秀稔